**書面による計算報告**

## 特別清算開始

**令和８年（ヒ）第２０１３号**
東京都渋谷区代官山町１－１ＧＲＡＶＡ代官山１Ｆ
清算株式会社　株式会社ｉｎｃｏｒｄホールディングス
代表清算人　清野　浩二
１　決定年月日　令和8年4月8日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

## 特別清算終結

**令和７年（ヒ）第２０６４号**
東京都渋谷区神宮前１丁目10番７号
清算株式会社　株式会社ＧＯＯＤ　ＳＴＡＮＤＩＮＧ
１　決定年月日　令和８年４月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

**令和７年（ヒ）第２１０６号**
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目17番２号
清算株式会社　株式会社ダイヤスター
１　決定年月日　令和８年４月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

## 特別清算協定認可

**令和８年（ヒ）第１００１号**
名古屋市南区南野三丁目１２９番地
清算株式会社　　株式会社ツカサ
代表清算人　　武内成泰
１　決定年月日　令和８年４月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日（以下「本確定日」という。）において清算株式会社の全ての財産を換価回収した金銭から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残額(以下、「弁済原資」という。)がある場合には、協定債権者らに対し、本確定日から2か月以内に当該弁済原資をその債権額に応じて按分して支払い、残債務の免除を受ける。なお、本確定日において弁済原資がない場合、清算株式会社は、協定債権者らに対し、本確定日から1か月以内に弁済原資がない旨を通知するものとし、当該通知が協定債権者らに到達した時点で残債務の免除を受ける。
２　清算株式会社の清算結了間までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権については、随時に弁済する。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

## 監督命令取消

## 再生手続開始